



## 自家発電設備の使用形態や用途に応じて適用される主な技術基準等について

5月号では、自家発電設備を使用形態や用途から分類した場合、主な関係法令等により発電設備に適用される技術基準等について紹介します。

### 生徒

自家発電設備は、工場や事業場等に設置される常用又は非常用の定置式発電設備と建設工事現場等で使用される移動用発電設備に、更に非常用の定置式発電設備については、防災用と防災用以外のものに分類することができます。このように分けした場合、どのような法令等の技術基準等が発電設備に適用されますか。

### 先生

関係する技術基準等と適用の有無は、表1によります。

表1 発電設備の分類に応じた主な法令等による技術基準等の適用状況

(○は適用、×は適用せず)

主な関係法令等	技術基準等	定置式発電設備			移動用 発電設備
		常用	非常用		
			防災用 ※1	防災用以外 ※2	
電気事業法	・発電用火力設備に関する技術基準 ・電気設備に関する技術基準	○	○	○	○
消防法	・消防法施行規則第12条 (屋内消火栓設備に関する基準の細則) ・消防庁告示第1号 (自家発電設備の基準)	×	○	×	×
	・危険物規制	○	○	○	○
火災予防条例	・火を使用する設備の位置、構造及び 管理の基準等 ※3 (内燃機関を原動力とする発電設備)	○	○	○	×
	・少量危険物規制	○	○	○	○
建築基準法	・予備電源の設置が義務付けられている 建築設備に関する関係告示等	×	○	×	×
大気汚染防止法	・ばい煙の排出基準 ※4 (「ばい煙発生施設」に該当するもの)	○	×	×	×
排出ガス対策型 建設機械指定制度	・建設機械の排出ガス基準 ※5	×	×	×	○

**生徒**

16ページの表1中の※印箇所の内容について教えてください。

**先生**

「アミかけした部分」※1から※5について説明します。

1. ※1について：「防災用」とは、消防法による消防用設備等の非常電源、または建築基準法による建築設備の予備電源として設置が義務付けられている非常用自家発電設備を指しています。
2. ※2について：「防災用以外」とは、一般照明、医療機器、コンピュータ等のバックアップ電源として設置される防災用以外の非常用自家発電設備を指しています。
3. ※3について：市町村の火災予防条例において、「火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等」が定められ、火を使用する設備の一つとして「内燃機関を原動力とする発電設備」の基準が定められています。  
この基準は、移動用発電設備を除く、定置式発電設備に適用されています。
4. ※4について：非常用自家発電設備は、非常用施設としてばい煙の排出基準の適用は除外されていますが、ばい煙発生施設としての届出は行わなければなりません。  
大気汚染物質には、工場や事業場等の固定発生源から排出されるものと、自動車などの移動発生源から排出されるものがあります。大気汚染防止法の規制は、固定発生源に係る「ばい煙発生施設」から排出される大気汚染物質を対象にしたものです。  
したがって、大気汚染防止法による「ばい煙の排出基準」は、工場や事業場等に設置される定置式発電設備には適用されていますが、貨物自動車等で移設して使用される移動用発電設備は移動発生源と見なされ、適用外とされています。
5. ※5について：国土交通省では、定められた排出ガスの基準値を満たした建設機械（移動用発電設備を含む）を「排出ガス対策型建設機械」として指定する制度を設けています。  
現在、この排出ガス対策型建設機械は、国土交通省が発注する工事はもとよりほぼ全ての公共工事の建設現場において、その使用が義務付けられています。